

■ 環境省申し入れに関する文書での回答要求への御回答

- ① 環境省からの 2022 年夏以降の新宿区や東京都への通知、2022 年 12 月 21 日の新宿区新宿 1 丁目・2 丁目での説明会について、それぞれ詳細な議事録を公開すること。

(回答)

2022 年夏以降の新宿区や東京都とのやり取りについては、政策決定の過程に関するものであるため、公開することは考えておりません。

また、2022 年 12 月 21 日の新宿御苑において開催した説明会の議事要旨については、準備ができ次第、公表する予定です。

- ② 2 月 24 日の申し入れの際には、放射性物質汚染対処特措法上の「処分」に再生利用が含まれ、今秋の「実証事業」は同特措法の「処分」の規定に基づいて行うものであるとの答えであった。しかしながら、同特措法と同じく貴省所管の廃棄物処理法（廃掃法）1 条等では、「再生」と「処分」がき分けられており、平成 27 年度除去土壌等の再生利用に係る放射線影響に関する安全性評価検討ワーキンググループ第 1 回（平成 28 年 1 月 12 日）でも「もともと処分と再生利用は概念が異なる」との指摘がなされている。

については、同特措法上の「処分」に再生利用が含まれるとの解釈は、貴省がいつから採用し始めたものであるのか、また廃棄物処理法上の「処分」と同特措法上の「処分」とで解釈を違える合理的理由は何であるか、回答すること。

(回答)

放射性物質汚染対処特別措置法における除去土壌の「再生利用」については、同法第 41 条第 1 項に規定する「処分」に該当するものと解釈しており、同法に基づく基本方針（平成 23 年 11 月 11 日閣議決定）の「5. 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項」の中でも、除去土壌の再生利用について記載しております。

なお、放射性物質対処特措法と趣旨目的が異なる廃棄物処理法とを一概に比較することは困難です。

③ 文部科学省の平成 23 年 9 月 30 日付「プルトニウム、ストロンチウムの核種分析の結果について」にある考察は除去土壌の再生利用を想定したのではなく、その測定・分析・考察に依拠して住民に理解を求めることには無理がある。

現在の除去土壌のあらゆる核種及び有害物質を、環境省自らが改めて測定し、そのデータを公表すること。

(回答)

2012 年に、福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質の分布状況等に関する調査研究結果が公表されております。これは、文部科学省が設置した、外部有識者で構成される「放射線量等分布マップの作成等に係る検討会」による測定結果の妥当性の検証を経たものです。

その中では、ストロンチウムやプルトニウムを含めた主要な放射性物質について、土壌への沈着量を調査した上で、「今後の被ばく線量評価や除染対策においては、セシウム 134、セシウム 137 の沈着量に着目していくことが適切」と評価されています。環境省としては、この見解に基づいて、除去土壌に含まれるセシウム 134 と 137 の放射能濃度を測定しており、再生利用する際は改めてその濃度を測定し、数値を把握・公表いたします。

④ 所沢地区の 2 月 24 日付け要望書に対して文書で回答すること。

(回答)

回答する予定で準備を進めています。

⑤ 町会ごとの集まりではなく、新宿区や渋谷区その全域に住む住民、さらに多くの都民、新宿御苑や新宿駅の利用者に聞かれ、自由に参加できる公開説明会を4月前半までに開催すること。その日時と場所を当事者である私たちと協議のうえ、速やかに決定すること。

(回答)

追加の説明会については、新宿区とよく相談しながら、対応を検討しているところです。なお、開催時期については現時点で未定です。